

保険医療機関（保険薬局）等・保険者の皆様へ

「玉名市」が実施する医療費助成事業に係る  
審査支払事務の新規受託について（お知らせ）

1 玉名市子ども医療費助成事業の概要

(1) 医療費助成事業の公費負担者番号

「80.43.018.4」

(2) 医療費助成事業の対象者

満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者

ただし、1医療機関における月の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外（償還払い）とする。また、入院も対象外（償還払い）とする。

(3) 対象医療機関等の範囲

熊本県内の保険医療機関、保険調剤薬局及び訪問看護ステーション

(4) 自己負担

なし

(5) 受託開始時期

平成30年10月診療分から

2 医療費助成事業の受託に伴う診療（調剤）報酬明細書の請求方法について

(1) 「受給者証」が提示された場合 → 医療保険と公費「80」との併用レセプトとして請求することとなります。

(2) 「受給者証」の提示がない場合 → 医療保険単独レセプトとして請求することとなります。  
また、償還払いの場合も医療保険単独レセプトとして請求することとなります。

3 医療費助成事業の新規受託に伴うシステムの変更等について（お願い）

現在ご使用の医療事務システム等による業務処理が可能となるよう変更等をお願いいたします。

「荒尾市」が実施している「子ども医療費助成事業」に係る  
助成内容の変更について（お知らせ）

荒尾市子ども医療費助成事業「80.43.004.4」の変更点

1 対象医療機関等（変更）

変更前：熊本県内の医療機関等

↓

変更後：熊本県内及び福岡県大牟田市の医療機関等

2 上記以外の変更なし

3 助成内容等の変更時期

平成30年10月診療分から